

国自安第111号
令和2年11月2日

一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 御中

国土交通省自動車局長



令和2年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

標記について、別紙のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から通知がありましたので、貴会におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び様々な広報媒体を通じた広報の推進に取り組んでいただくとともに、貴傘下会員に対し本啓発週間の実施について周知いただくようお願いいたします。



障 発 1029 第 3 号
令 和 2 年 10 月 29 日

国土交通省自動車局長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和 2 年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について (依頼)

アルコール健康障害対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アルコール健康障害対策基本法 (平成 25 年法律第 109 号) において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 11 月 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

このため、厚生労働省では、今般、別添のとおり令和 2 年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱を作成し、関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、広報啓発事業を実施するとともに啓発事業の実施及び広報の推進を呼びかけることとしております。

つきましては、貴府省庁におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び広報の推進に取り組んでいただくとともに、関係団体に対し、本週間について周知いただくよう御理解・御協力方お願いいたします。

【参考 URL:厚生労働省 HP 令和 2 年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00003.html

【本件問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 アルコール健康障害対策推進室
係長 安東 和繁/係員 小松 伸明
e-mail: andou-kazushige.mp3@mhlw.go.jp
komatsu-nobuaki@mhlw.go.jp
TEL :03-5253-1111 (内線)3100、3065
FAX :03-3593-2008